

令和5年度補正
クリーンエネルギー自動車導入促進補助金
応募要領

I-3. 参考

目次

申請から交付までの流れ

P2

当補助金に適用される税法上の扱い

P3

申請から交付までの流れ

補助金交付申請の募集

- ◆ 募集には、条件や期限がありますので注意してください。

センター

申請者

補助対象車両の購入・リースと登録・届出

- ◆ 補助金の交付対象になる車両はクリーンエネルギー自動車としてセンターが承認した車種です。これを「補助対象車両」といいます。
- ◆ 購入した補助対象車両は、補助金交付申請の前に、登録（届出）と車両代金全額の支払いを完了、又は全額支払いの手続きを完了させてください。

補助金交付申請書類の提出

- ◆ 補助金の交付を申請する車両1台ごとに補助金交付申請書及び定められた書類を添付して提出してください。
- ◆ 補助金交付申請書類は、郵便か信書便で送付してください。持ち込みによる受付はいたしません。

補助金交付申請書類の審査

- ◆ 補助金交付申請書類が適正なものか、応募要件を満たしているか等を審査します。
- ◆ 審査状況について、お電話での問い合わせはご遠慮ください。審査状況はセンターのホームページで確認することができます。

補助金交付決定

- ◆ 補助金の交付が決定したら、「補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書」でお知らせします。

補助金交付（振込）

- ◆ 申請書に記載された金融機関に補助金を振り込みます。振込予定日は「補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書」に記載されています。

車両（財産）の一定期間の保有

- ◆ 補助金を受けて取得したクリーンエネルギー自動車（「取得財産等」という）は登録（届出）日から4年又は3年の定められた期間（取得財産等の処分制限期間）は保有が義務付けられています。期間内に処分した場合は、原則として補助金の全部又は一部を返納しなければなりません。
- ◆ センターでは定期的に補助金を交付した車両の保有状況を調査しています。

当補助金に適用される税法上の扱い

当補助金は、所得税法第42条「国庫補助金等の総収入金額不算入」又は法人税法第42条「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」の規定を適用することが可能です。具体的な処理方法については、税務署、税理士等にご相談ください。